

松江市告示第 231 号

松江市中古木造住宅改修及び除却支援事業補助金交付要綱（平成 21 年松江市告示第 311 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後			改正前		
(補助金の対象等)			(補助金の対象等)		
第 3 条 略			第 3 条 略		
補助金の名称	松江市中古木造 <b>住宅</b> 改修及び除却支援事業補助金		補助金の名称	松江市中古木造____改修及び除却支援事業補助金	
補助金交付の目的	松江市内の中古木造住宅を自己の居住用(店舗併用を含む。)として <b>購入</b> する者に対し補助金を交付することにより、空き家を活用した定住の促進、生活スタイルの変化に応じた住み替えの推進及び老朽家屋の除却を図り、もって地域の活性化に資することを目的とするもの。		補助金交付の目的	松江市内の中古木造住宅を自己の居住用(店舗併用を含む。)として <b>取得</b> する者に対し補助金を交付することにより、空き家を活用した定住の促進、生活スタイルの変化に応じた住み替えの推進及び老朽家屋の除却を図り、もって地域の活性化に資することを目的とするもの。	
補助金交付の対象である事務又は事業の内容	(1) 改修支援事業 <b>購入</b> してから 1 年以内に行う中古木造住宅の改修工事	(2) 建替え除却支援事業 <b>購入</b> してから 1 年以内に行う建て替えに伴う中古木造住宅の除却工事	補助金交付の対象である事務又は事業の内容	(1) 改修支援事業 <b>取得</b> してから 1 年以内に行う中古木造住宅の改修工事	(2) 建替え除却支援事業 <b>取得</b> してから 1 年以内に行う建て替えに伴う中古木造住宅の除却工事
略			略		
終期	<b>令和 6 年 3 月 31 日</b>	<b>令和 6 年 3 月 31 日</b>	終期	<b>令和 5 年 3 月 31 日</b>	<b>令和 5 年 3 月 31 日</b>
補助事業者等の範囲	次のいずれにも該当する者とする。 1～3 略 <b>4 暴力団員又は暴力団若しくは暴</b>		補助事業者等の範囲	次のいずれにも該当する者とする。 1～3 略	

力団員と密接な関係を有する者が  
関与していない者

(交付の申請)

第4条 略

(1) 改修支援事業

ア 改修工事を行う建物の案内  
図、既存平面図

イ 既存平面図と見比べて工事計画内  
容がわかる改修計画平面図

ウ 略

エ 改修工事請負契約書の写し

オ 中古木造住宅の土地及び建物の登  
記事項証明書

カ 戸籍の附票

\_\_ (第2条第3号に該当する者に限  
る。)

キ 略

ク 暴力団員等該当性の照会に係る同  
意書

(2) 建替え除却支援事業

ア 除却工事を行う建物の案内図

イ 除却範囲のわかる既存平面図、工事  
計画書

ウ 略

エ 建替え住宅の建築工事請負契約書  
又は設計請負契約書の写し

オ 中古木造住宅の土地及び建物の登  
記事項証明書

カ 戸籍の附票

\_\_ (第2条第3号に該当する者に限  
る。)

(交付の申請)

第4条 略

(1) 改修支援事業

ア 住宅改修工事を行う建築物の案内  
図、平面図

イ 住宅改修工事計画図その他計画内  
容を示す図書

ウ 略

エ 住宅改修工事であることが確認で  
きるもの

オ 中古木造住宅の取得年月日がわか  
るもの

カ UIJ ターン者であることがわかるも  
の (第2条第3号に該当する者に限  
る。)

キ 略

(2) 建替え除却支援事業

ア 除却工事を行う建築物の案内図

イ 除却工事計画図その他計画内容を  
示す図書

ウ 略

エ 建て替え工事であることが確認で  
きるもの

オ 中古木造住宅の取得日がわかるも  
の

カ UIJ ターン者であることがわかるも  
の (第2条第3号に該当する者に限  
る。)

キ 略

ク 暴力団員等該当性の照会に係る同意書

(実績報告)

第5条 略

(1) 改修支援事業

ア・イ 略

ウ 改修工事に要した費用の領収書の写し

エ アからウまでに掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(2) 建替え除却支援事業

ア～エ 略

オ 基礎工事を行っている写真

カ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し及び集計表

キ アからカまでに掲げるもののほか市長が必要と認める書類

キ 略

(実績報告)

第5条 略

(1) 改修支援事業

ア・イ 略

ウ 住宅改修工事に係る工事請負契約書の写し

エ 住宅改修工事に要した費用の領収書の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(2) 建替え除却支援事業

ア～エ 略

オ 建て替え工事に着手することが確認できるもの

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。